

西宮市男女共同参画センター活動推進グループ要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市男女共同参画センター条例(以下「条例」という。)第1条の設置目的に沿って、西宮市男女共同参画センター ウェーブ(以下「センター」という。)を使用するグループ等の自主的な活動と円滑な運営を支援するために、西宮市男女共同参画センター活動推進グループ等(以下「活動推進グループ」という。)に関する必要な事項を定める。

(登録の要件)

第2条 第3条に規定する活動推進グループは、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- (1) 男女共同参画の視点に立ったグループ活動を行っていること。
- (2) 会員は5人以上で構成されていること。
- (3) 会員の半数が西宮市在住、在勤、在学のいずれかであること。
- (4) おおむね6月以上のセンターでの活動実績を有すること。
- (5) 会則、責任者が定まっているなど体制が明確であること。
- (6) 営利活動、宗教活動、政治活動を目的としないこと。

2 センター主催事業により結成されたグループで前項の要件に該当する者。

(登録の承認)

第3条 活動推進グループとして申請しようとする者は、西宮市男女共同参画センター活動推進グループ登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 会則の写し
- (2) 会員又は役員名簿
- (3) 収支、事業概要を記載した書面(申請日の直前に作成されたもの)
- (4) その他活動内容等参考となる資料

2 市長は、前項の内容を審査し、第2条の要件を満たしていると認めるときは、活動推進グループとして承認し登録を行う。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、活動推進グループの登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する登録の要件を欠いたとき。
- (2) グループ登録申請書の記載内容又は第1項に規定する添付書類の記載事項に虚偽の記載があったとき。
- (3) 条例、西宮市男女共同参画センター条例施行規則(以下「規則」という。)及びこの要綱に違反したとき。

(活動・運営方針等)

第4条 活動推進グループは、次の活動・運営方針を守らなければならない。

- (1) ジェンダーの視点に立って学習活動を行うこと。
- (2) 学習活動により女性の地位向上と女性のエンパワーメントを推進すること。
- (3) 学習活動を通じて仲間づくりと地域におけるネットワーク化を図り、男女共同参画社会の形成のために努めること。
- (4) センターが実施する事業のほか活動推進グループの交歓発表会等に積極的に参加すること。
- (5) 運営については、会員相互の学習を基本とし、会員の総意により民主的に行うこと。
- (6) 会員の加入脱退は自由とし、新たに加入した会員についても十分配慮すること。
- (7) 入会金、会費などの経費については、おおむね西宮市立公民館グループ活動要綱第 1 2 条に準じて定めること。

(有効期間)

第 5 条 登録の有効期間は毎年 6 月 1 日から翌年 5 月末日まで (新規登録については、登録承認日の属する月から最初に到来する 5 月末日まで) とする。

(使用回数)

第 6 条 センターの使用回数は、1 週間につき、2 コマを限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、使用回数を制限し、または、拡大するなど使用日時の調整を行うことができる。

(使用申請)

第 7 条 活動推進グループは、規則第 4 条第 2 項第 1 号の規定によりセンター使用日の属する月の 2 月前 (受付開始日が土・日曜日及び休日の場合はその翌日) からセンターの使用申請をすることができる。

(使用日の調整)

第 8 条 第 6 条第 2 項に定める場合のほか、センターが主催事業を実施する場合等、市長が必要と認めるときは、センターの使用日時の調整を行うことができる。

(使用料の減免)

第 9 条 活動推進グループが条例第 1 条の設置目的に沿い学習室を使用するときは、条例第 5 条第 2 項に規定により、所定の使用料を 5 割に相当する額を減額することができる。

2 前項に規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは使用料を免除することができる。

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか、活動推進グループの育成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成 1 2 年 1 0 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から実施する。

2 登録申請については、開館日前においても準備行為を行うことができる。